共済金をお支払いしない場合

１．お支払いする場合(共済事由)に該当しないとき

各共済金の「お支払いする場合（共済事由)」に該当しないときは共済金をお支払いしません。

【例】共済事由に該当しない場合

■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

①所定の重度障がいの状態に該当しない場合

②次のア～ウに該当する場合には、死亡・重度障害共済金のお支払い対象となるため、リビングニーズ共済金をお支払いしません。

ア．リビングニーズ共済金をお支払いする前に、被共済者が亡くなった場合

イ．リビングニーズ共済金の請求前に、すでに死亡共済金または重度障害共済金をお支払いしていた場合

ウ．リビングニーズ共済金をお支払いする前に、死亡共済金または重度障害共済金の請求を受けた場合

■「終身医療」

①申込日以前（申込日当日を含みます）に発生した不慮の事故等によるケガの治療のための入院・手術の場合（申込日から２年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます）

②所定の手術に該当しない手術（創傷処理、抜歯等）の場合

③病気やケガの治療を直接の目的としない手術（美容整形上の手術、傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術、診断・検査のための手術等）の場合

④「入院」に該当しない入院の場合

⑤介護保険による入所の場合

2．お支払いしない場合(免責事由)に該当するとき

次の免責事由のいずれかに該当する場合は共済金をお支払いしません。

■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

共済事由	免責事由
□死亡	①契約者の故意によるとき（契約者が被共済者と同一人である場合を除きます） ②共済金受取人の故意によるとき*1 ③被共済者の申込日から２年以内*2 の自殺によるとき ④被共済者の犯罪行為によるとき
□重度障がい	①契約者の故意によるとき ②被共済者の故意によるとき(申込日から２年を超える自殺行為を除きます)*2 ③被共済者の犯罪行為によるとき
□リビングニーズ	①契約者または被共済者の故意によるとき ②被共済者の犯罪行為によるとき

■「終身医療」

共済事由	免責事由
□病気入院 □病気手術	①契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の薬物依存*3 によるとき、または薬物依存により生じた病気によるとき ③被共済者の犯罪行為によるとき ④頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*4 のないものによるとき ⑤「申込日翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院・手術」または「不慮の事故等以外の外因を原因とするケガによる入院・手術」に該当する場合で、事故入院・事故手術の免責事由に該当するとき

共済事由	免責事由
□事故入院 □事故手術	①契約者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の重大な過失によるとき ③被共済者の薬物依存*3 によるとき ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*4 のないものによるとき ⑧被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき

＊1 受取人が複数の場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

＊2 新規契約の場合は、申込日からの経過年数となります。移行契約の場合は、移行前契約の申込日からの経過年数となります。

＊3「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（Ｆ11～Ｆ19）に該当するものをいいます。ただし 、医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。

＊4「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

※「終身医療」において、共済金をお支払いしない場合に該当した入院は「１回の入院とみなす入院」についても共済金をお支払いしません。

☞「１回の入院とみなす場合」については P.18

3．次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

①告知義務違反による解除
②重大事由による解除
③失効
④無効または取消し

契約の解除、無効または取消しについては「契約の終了」（→P.55）を、失効については「掛金の払込み」（→P.43）をご覧ください。